

1. 令和5年第5回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和5年12月22日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第102号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程3 議案第103号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程4 議案第104号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第105号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第106号 郡上市美並振興事務所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例
について
- 日程7 議案第107号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程8 議案第108号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する
条例について
- 日程9 議案第109号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第110号 郡上市子育て活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程11 議案第111号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程12 議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第123号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定につ
いて
- 日程14 議案第124号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定
について
- 日程15 議案第125号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程16 議案第126号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程17 議案第127号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程18 議案第128号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程19 議案第129号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程20 議案第130号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について

- 日程21 議案第131号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク 373の指定管理者の指定について
- 日程22 議案第132号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程23 議案第133号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程24 議案第134号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程25 議案第137号 市道路線の認定について
- 日程26 請願第4号 健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出することを求める請願について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程26まで

- 日程27 議案第138号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程28 議発第8号 ガザ地区における全ての戦闘行為を直ちに停止し和平を求める決議について
- 日程29 議発第9号 議員派遣について
- 日程30 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程31 議報告第13号 諸般の報告について（議員派遣の報告）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明
教 育 長	熊 田 一 泰
総 務 部 長	加 藤 光 俊
健康福祉部長	田 口 昌 彦
商工観光部長	可 児 俊 行
環境水道部長	猪 俣 浩 巳
教 育 次 長	長 尾 実
消 防 長	兼 山 幸 泰
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史

副 市 長	青 木 修
市長公室長	河 合 保 隆
市長公室付部長	三 輪 幸 司
農林水産部長	田 代 吉 広
建 設 部 長	小酒井 章 義
郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
会 計 管 理 者	中 山 洋
郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 任	荻 本 恵		

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位におかれましては、12月4日開会以来、それぞれ出務御苦勞さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでよろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 長岡文男議員、3番 田代まさよ議員を指名いたします。

◎議案第102号から議案第112号までについて（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程2、議案第102号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程12、議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの11議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました11議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、森藤文男議員。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） おはようございます。

それでは、総務常任委員会より報告をさせていただきます。

令和5年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例5議案につきまして、令和5年12月14日開催の第4回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案、議案第102号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和5年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の年間支給月数を0.1月分引上げ、現行の4.30月から4.40月にするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第103号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和5年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の年間支給月数を0.1月分引上げ、現行の4.30月から4.40月にするものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、市長・副市長・教育長の給料の減額の終期はいつか、減額を行ってきたことについてどのように考えているのかとの質問があり、減額の終期は、市長は令和6年4月10日まで、副市長及び教育長は令和6年5月13日までとしており、以降のことは新しい体制になったときの判断となる。減額の率は、市長10%減、副市長及び教育長は5%減であり、これまで副市長と教育長の給料を減額してきたことを大変心苦しく思っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第104号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和5年人事院の給与勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める等、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、専門学校を卒業した者の初任給決定について質問があり、文部科学大臣が指定した2年制の過程を修了した専門士は短大卒程度として初任給を決定しているとの説明がありました。

在宅勤務手当の対象となる職員は何人いるのかとの質問があり、支給対象について1月あたり10日を超えて在宅等で勤務することを命じられた職員とするよう規則で定めることとしており、現時点でこのような勤務を行う職員はいないとの説明がありました。また、病気等で庁舎へ出勤できない職員に対して在宅で勤務するという対応を予定しているかとの質問があり、テレワークは正規の時間での勤務を基本としており、医師の診断で休養を要するとされるのであれば、まずは治療・休養に専念してもらうとの説明がありました。

職員の期末手当及び勤勉手当の平均支給額について質問があり、令和5年12月期の特別職職員を除いた全職員の平均支給額は約72万円であり、一般会計に限ると約69万円であるとの説明がありました。

一般行政職の高卒初任給は幾らかとの質問があり、1級5号給16万6,600円であるとの説明がありました。

初任給は採用試験を受験する際の基準にもなるが、市内の民間企業の初任給と市職員の初任給を比較したデータはあるかとの質問があり、比較的規模の大きい市内企業のホームページの情報によると、初任給はおおむね18万円から21万円となっている。市職員の令和4年度の大卒初任給は18万5,200円であり、この範囲にあるとの説明がありました。

給料表に多くの号給がある中で何を基準としてその号給を適用するのかとの質問があり、本市は国の制度に準拠しており、多くの市町村も同様であるが、一部においては独自の変更を加えている

こともあるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第105号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和5年人事院の給与勧告に鑑み、第1号会計年度任用職員パートタイムの期末手当の年間支給月数を0.05月分引上げ、現行の2.40月から2.45月にするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第106号 郡上市美並振興事務所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について。

総務部長から、美並振興事務所の移転に伴い、郡上市支所及び出張所設置条例のほか2条例に関し、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、現在の庁舎の土地所有者は市であるか、また、現在の庁舎は完全に閉鎖されることになるのかとの質問があり、現在の庁舎の土地は市所有の土地である。建物は耐震上、地震災害等により倒壊する危険があるため、庁舎移転後は閉鎖し、将来的には取り壊す予定である。また、跡地については、今後、地元の意見等を伺いながら検討していく予定であるとの説明がありました。

庁舎へのアクセスが変更となることについて、地域住民の要望に十分応えられているのかとの質問があり、議案にはバス停留所の名称変更も含まれているが、新庁舎となる美並健康福祉センターさつき苑は、美並南ルート、美並北ルートの連結地点のバス停留所としての美並地域のバスの基地局的な位置づけとなっている。また、地域住民に対して現在の庁舎への来庁方法の調査を実施したところ、徒歩で来庁するのは極めて近距離の住民のみで、現在の庁舎からおおむね100メートル以上の場所に居住している住民は基本的に車で来庁するとの結果が出ている。また、各自治会には自治会長を通じて意見を伺っており、移転について了承を得ているとの説明がありました。

郡上市消防団美並方面隊本部の消防車両や車庫等の取扱いはどうになるのかとの質問があり、美並方面隊本部として消防ポンプ自動車1台を現在の庁舎で所有しているが、令和6年に日本まん真ん中センターの裏手に車庫を建設予定であるとの説明がありました。

車庫が完成するまでの間は現在の庁舎の車庫を使用することとなるが、防災安全上問題はないのかとの質問があり、美並健康福祉センターさつき苑から現在の庁舎までは車で5分程度の距離であり、要員が参集し、出動の準備を整えるまでの間に車両を十分移動できると考えているとの説明がありました。

現在、美並地域の図書館はどこにあるのかとの質問があり、図書館は日本まん真ん中センターの

2階に設置されている。新庁舎には十分な会議スペースがないことから、日本まん真ん中センターの会議室を利用するなど、2つの施設間で連携して運用をしていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和5年12月22日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森藤文男。

よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、三島委員長。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和5年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、令和5年12月15日開催の第6回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第107号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、地域計画の作成が法定化され、活動の負担が大きくなることによる、農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を改めるためのものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、新旧対照表に「予算の範囲内で規則で定める額を加算した額」とあるが、国の準則などに従って条例改正をしているのかと質問があり、国からの準則を参考に作成したとの説明がありました。

具体的な報酬金額は幾らかとの質問があり、年ごとの活動状況によって配分額が変わるためこのような形で規定しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第108号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、住宅に困窮する低額所得者に対して的確に市営住宅等が供給されるよう、所要の規定を整備するためのものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、市営だけでなく、市有も保証人がなくなるかとの質問があり、市有も市営と同様に保証人がなくなるとの説明がありました。

市有と市営の債権の違いについての質問があり、市営は公営住宅法等に基づき管理を行うが、市有は市の裁量によって管理している違いがあるが、入居所の債務は基本的には変わらないとの説明がありました。

保証人の廃止により保証に対する担保はなくなるかとの質問があり、滞納処理の懸念はあるが住宅事情に困窮される方への住宅の確保を目的としており、代替措置として緊急連絡先と身元引受人の届出を行っていただくとの説明がありました。新たに入居に関する規定を作るのかとの質問があり、規定は保証人の部分のみの改正であるとの説明がありました。

審査の経過、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第109号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定による水道法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するためのものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、国の所管の変更により、県の所管はどうなるのかとの質問があり、県の所管の変更の有無については未定であるとの説明がありました。また、郡上市において、国の所管の変更に伴った連携をどう考えるのかとの質問があり、市の所管は、これまでどおり環境水道部が所管するとの説明がありました。

審査の経過、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和5年12月22日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、長岡文男議員。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、文教民生常任委員会より報告を申し上げます。

令和5年第5回郡上市定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3件につきまして、令和5年12月18日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第110号 郡上市子育て活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

健康福祉部長から、郡上市子育て活動拠点施設の設置に伴い、所要の規定を整備するための制定であるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、子育て拠点として大和小学校の施設内に建設されているが、大和に限らずほかの地域においても子育て施設は引き続き必要ではないかとの質問があり、今回は、特にNPO

法人の活動拠点が必要になることから、施設整備に合わせて設置した。それぞれの地域の拠点に関しては、公共施設の適正配置計画等の整合性を図り、どのような施設が適切か判断しながら進めていくとの説明がありました。

条文の全体を通して、子どもの施設という配慮・観点が欠けているように感じる。子どもの施設であるのに使用に許可が必要であるのかと質問があり、これは条例であるため、市役所がどのように管理するかが基本となっている。趣旨からすると、内容に関してはこれでやむを得ないと思われるが、子どもや保護者に対しては、矛盾のないよう分かりやすく書き改めたものを示したい。許可については、民間団体、企業等の利用も想定しているため、ある程度の制限や許可が必要になるが、休憩等で利用される親子連れの方は名簿等で対応を予定であるとの説明がありました。

使用料について、文化センター等を参考にしているとあるが、使用目的が違うため、参考にならないのではないか。減免は予定しているかとの質問があり、使用料は受益者負担の原則に基づいて設定した上で200円としており、受益者負担割合については、収益率が低く、施設の使用料だけでは管理員運営費をまかなうことが困難な施設として、受益者20%、公益80%とした。減免については、放課後児童クラブ等、子育て親子の団体を減免と規定する予定であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第111号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、郡上市美並健康福祉センターさつき苑の開館時間の見直しに伴い、所要の規定を整備するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、この減免の該当者は年間で何人いると想定しているのかとの質問があり、例年の国保世帯の出産数から年間20人を想定しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和5年12月22日、郡上市議会議員 田代はつ江様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 長岡文男。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第102号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第102号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第103号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第103号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第104号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第104号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可とすることに

決定いたしました。

議案第105号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第105号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第106号 郡上市美並振興事務所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第106号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第107号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第107号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第108号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第108号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって議案第108号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第109号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第109号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第110号 郡上市子育て活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第110号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第111号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第111号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第112号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第123号から議案第134号までについて（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程13、議案第123号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてから、日程24、議案第134号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定についてまでの12議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6 番 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和5年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定12議案につきまして、令和5年12月15日開催の第6回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第123号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者について、3年間を指定の期間として新しく、猪鹿庁合同会社を指定管理とすることについて説明を受けました。

審査の中で委員から、猪鹿庁合同会社は地元との関係性がほとんどない中で、地元の方と付き合いをして運営していけるのかとの質問があり、地元の方には事前に話をしており、地元からも関わっていききたいという声も聞いており、市としても共同で盛り上げていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第124号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き株式会社油坂を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第125号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き石徹白農業用水農業協同組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で委員から、石徹白農業用水農業協同組合が、水力発電の発電所をやっていく事業母体となり、財源で得た収益は地域振興に使うことになっているが、指定管理者として任せることができるのかとの質問があり、農業協同組合については、加工所だけではなく遊休農地の管理も小水力発電の売電の収益も利用しながら行っている。加工所については経費が多くかかるため、厳しい状況であるが、市としても現状を変えるため協議を行っており、今後よい報告ができるよう取り組んでいくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第126号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者について、3年間を指定の期

間として、引き続き株式会社たかすファーマーズを指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第127号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市明宝農産物加工場の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き株式会社明宝レディースを指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第128号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市和良農林産施設の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き株式会社ハルカインターナショナルを指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で委員から、225万円の使用料をいただいているが、定額なのかとの質問があり、この金額が定額であり、20年いただくことになっているとの説明がありました。

地元の雇用はあるかとの質問があり、地元以外の方が多いが地元の方も雇用しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第129号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き有限会社阿弥陀ヶ滝観光を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で委員から、市はこのような施設を全て持つ必要があるのか、整理してはどうかとの質問があり、指定管理施設は5年間と3年間のものがあり、5年間のものは市の基幹施設であるため基本的には引き続き管理運営をしていくが、3年間のものについては、郡上市の公共施設適正配置計画の中で、譲渡ないしは廃止という方向で検討していくことになっているとの説明がありました。

一覧表を見ると赤字であり、指定管理者の企業努力が感じられないが、市として、このまま持ち続けるのかとの質問があり、コロナ禍でマイナスになっているが、それ以前や令和5年度上半期はプラスの施設もある。また、施設建設当時の経緯も考慮しながら、譲渡については進めていきたいとの説明がありました。

また、当初の公共施設としての運営が残っていないように見えるが、どう考えているかとの質問があり、本来の目的である宿泊・研修施設という部分は継続をしていただきながら、現状のアウトドアに特化した部分については収益を上げていくために、ある程度許容させていただいているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第130号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者について、3年間で指定の期間として、引き続き粥川緑地等利用施設組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で委員からは、今の指定管理者には譲渡しなくてはいけないことはないと思うが、いかがとの質問があり、地域振興にも関わっていただいている現指定管理団体に優先的な話をさせていただいているが、選択肢としてはほかの団体への譲渡なども念頭に置きながら説明させていただくとの説明がありました。

また、譲渡については、より早く交渉を始めないと進展しないと考えるが、いかがとの質問があり、指定管理は毎年、モニタリングで経営状況を把握していることから、そのような機会を活用しながら協議・交渉を進めていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第131号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について。

商工観光部長からは、郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について、3年間で指定の基盤として、引き続き美並フォレスト株式会社を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で委員からは、美並フォレスト株式会社は施設を建設した当初からあるのかとの質問があり、会社成立年月日は平成21年4月1日で、指定管理者となったのは同年からである。それ以前は苅安緑地組合に管理していただいていたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第132号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について。

商工観光部長から郡上市美並総合案内所の指定管理者について、3年間で指定の期間として、引き続き樹木の会を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で委員からは、当初、コインランドリーはなかったが、今は事業としてやっているということかとの質問があり、樹木の会、そして樹木の館が建設されたのは平成9年で、当時は総合案内と自主事業としての喫茶があり、その後にコインランドリーを運営されているとの説明がありました。

また、総合案内所となっているが、地元の方の拠り所にしか見えないが本当にそれでいいのか、市は指導しているのかとの質問があり、運営を始めた当初から軽食喫茶はあり、案内所としての機能により、観光客には観光案内も行っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第133号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市美並川の駅の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き子宝温泉川の駅373組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で委員から、コロナ禍による休業で利用者実績が過去3年間は全くないため、指定する団体が管理することが最も効率的と説明できないと思うが、いかがかとの質問があり、コロナ禍以前の平成29年度、平成30年度、令和元年度の3年間平均では年間1,800人ほどの利用があり、売上は年間340万円、収支も平均30万円程度の黒字を継続されてきた団体であり、比較的安定した運営を行ってきたことから、引き続き指定するものだとの説明がありました。

また、過去3年間のそれぞれの休業判断に係る協議内容はどうであったのかとの質問があり、令和2年度から3年間は休業しているが、4年度についてはコロナも落ち着きつつあり、6月からの再開を協議したが休業という判断となった。令和5年度については営業復活に向けた指導を行い再開している。令和5年度上半期の利用者数は600人で、約250万円の売上、60万円程度の黒字であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第134号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き小川ふるさと活性化組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和5年12月22日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

以上です。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第123号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第123号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第124号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第124号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第125号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第125号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第126号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第126号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第127号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第127号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第127号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第128号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第128号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第129号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第129号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第130号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第130号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第131号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第131号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第132号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第132号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第133号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第133号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第134号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第134号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第137号について（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程25、議案第137号 市道路線の認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案第137号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6 番 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和 5 年第 5 回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました市道路線の認定 1 議案につきまして、令和 5 年 12 月 15 日開催の第 6 回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第 137 号 市道路線の認定について。

建設部長から、一般県道美並和良明宝線改良に伴い、旧道となる区間について県から移管を受け、新規路線として市道路線に認定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、県から移管される道路敷地については、地元への払い下げが可能かとの質問があり、今回の場合は、市道として管理していくことが妥当であると考えているが、今後の周辺状況の変化または地域の方々の意向によっては払い下げの検討をすることは可能であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和 5 年 12 月 22 日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 137 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 137 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第 4 号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（田代はつ江） 日程26、請願第4号 健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出することを求める請願についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願第4号は、文教民生常任委員会に審査を付託しております。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、長岡文男議員。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、文教民生常任委員会の報告を申し上げます。

令和5年第5回の郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和5年12月18日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

請願第4号 健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出することを求める請願について。

紹介議員から、国は来年秋に健康保険証を廃止する政策を進めているが、健康保険証は皆保険であり、申請によって取得するマイナンバーカードと結びつけることは、そもそも構造的に矛盾があり、問題やひずみなどを生じさせる。また、マイナンバーカードの利用についても、医療機関でシステム障害が発生したり、うまく本人認証ができなかったりとトラブルが絶えない。

市内における交付率は約73%で、そのうち保険証として登録をした人は約6割であるが、現状のまま保険証が廃止され、資格確認書が発行される場合、更新業務に係る自治体の手間と費用が発生する。ある世論調査では、73%が来年秋の導入に反対しているという結果も出ており、こうしたことから、基本的に合わないマイナンバーカードとの結びつけはやめてほしい。少なくとも来年秋の廃止を延期するよう、「健康保険証の存続を求める意見書」を国に提出することを求めるための請願であるとの説明がありました。

審査の中で委員から、これからはデーター一本化の時代が来ると思う。ただでさえ世界の中で日本は情報化が遅れている中、進めていくことは進めながら、取り残されることがないようにしていくべきであるとの意見がありました。また、いろいろなトラブルなどによりシステムの改善が必要だと思うが、国を挙げて強力に進めていくべきであるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成少数で、本件は不採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和5年12月22日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 長岡文男。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第4号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

野田勝彦議員。

9番 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 9番、野田でございます。反対の立場で討論をさせていただきます。

委員会報告に対する反対の立場でございます。請願、これ第4号でしたかね。健康保険証の存続を求める意見書を国へ出していただきたいと。郡上市社会保障推進協議会から出されたわけですが、私もこの趣旨には賛同いたしまして、紹介議員にならせていただきました。

最初に申し上げておきますが、これはマイナカードを廃止せよとか、マイナカードは使うべきでないとか、そういう請願では一切ありません。マイナカードは社会の流れから、あるいは時代の要請から、これからは必要であるとか、あるいはもっと使われるようになるかとか。先ほども委員長報告の中の主体にありましたですね、データが一本化されると、やがてはカード一枚持てば全てに通用できるとか、こんな時代が来るというふうにここでは言ってみえますが。それから日本はデジタル化が遅れておると。デジタル庁などを設けて必死になってこのデジタル化を進めておる。これが政府の今の方針であります。

最後のほうにも、国を挙げて、これは強力に進めなあかん。果たして本当にそうなんでしょうか。例えば国際的に見ても、デジタル化をやってみたがやっぱりやめたほうがいいと、撤退をするところも相次いでおるわけです。全ての情報や機能をマイナカード一本にまとめてしまうということは、極めて乱暴で危険で、多くの問題を生み出すということは、これ始めてみて大体分かりますよね。スタートしてみて分かります。あまりにも拙速で、トラブルがたくさん出すぎた。ですから、いまだにあれだけ一生懸命、市の職員の皆さんも必死になってマイナンバーカードの取得を進められた。2万ポイントでしたか、プレゼントをもらって進めた。カードを使う医療機関には、それに応じて補助もしてらっしゃる。実際は、カードの取得率に応じて支援が差をつけられている。ここまでして、マイナカードを国民に押し付けても、まだ七十二、三%です。これを100%にするつもりなんでしょうか。そうしなければ、皆保険は守れませんよね、100%にしなければ。これがこの本質なんですよ、この問題は。73%の取得率に対して、マイナカードを持つだけでは医療保険は受けられませんね。ひもづきにしなければなりません。登録をしなければならない。その登録した人は、6割に過ぎないです。6割というのは、取得した人の6割ですから。なおかつ、ここにはちょっと書いておりませんが、今月18日ですから、ほんの数日前ですけども、共同通信の世論調査では保険証廃止に反対、あるいは延期すべきは73%です。国民の7割はこれに疑問符をつけておるんで

す。それでも皆さん、進めるべきでしょうかね。今ここで立ち止まる必要はないんですか。これがこの問題です。

保険医療機関、あるいは高齢者の施設で、どういう事態が起こっているのか。僅か4点数%の利用者が、このマイナカードを持って医療機関や窓口へ行きますと、本人確認がなかなかできない。結局、そこで行われるのは何かというと、トラブルが発生するらしい。患者さんと医療機関側と「何でできんのや」ということで。これが随分多いらしいんです。しかも、今まで持っていた紙の保険証を提示してもらって、両方見てこれで確認できると。こんなことまでやっている。

本当に手間もかかるし、トラブルも多いし、問題も多い事態が実際に出てきているわけですね。このトラブルをどれくらいあるのか、ちょっと医療機関のほうの統計で見えます。これは全国の医師が加盟している保団連、保健団体連合会というところですけども、ここの調査では医療機関の6割でこうしたトラブルが出てきている。だから本当に現場も困っている。あるいは高齢者の保養施設、保養ではないですね、介護施設等では、マイナカードを預かるわけにはいかないの、この管理運営上大変苦慮されている。こういうことも現実にあるわけです。

さて、こうした矛盾や様々な問題点がいっぱい出てきているにもかかわらず、これを強行した場合、どうなるか。当然ながら考えられるのは、皆保険との矛盾。この関係においてどうしたらいいのか。結局、政府のほうも皆さん御存じのとおり、いろんな観点からこれを改善といいますか、改修といいますか。例えば、当初は毎年更新しなければならないマイナカードの登録。これを1年ごとに更新をする。これは資格確認書のことですけどね。1年ごとに更新しなければならない。それも本人からの申請が必要である。これをとうとう最近では5年の更新でいいと。それでもなおかつ、本人からの申請がなければなかなか更新はできないはずですよ。要するに、交付はなかなか難しい。資格確認書はどうなるかという、これは当初は申請を必要としましたが、それは市役所等や様々なところへ行けない人もありますから、当然ながら。体の不自由な方など、お年寄りの方などはいけませんから、資格確認書は申請をしなくても報告しますよというふうに変えました。あるいは、遠隔地の場合は資格情報を発行するとか、さらに認知症などで暗証番号が覚えにくい方は、暗証番号のないカードを発行する。これに至っては、そういった発行されたマイナカードはほかのことに使えないようですので、結局、医療・介護だけしかこれは通用しない。ということは、カードを2枚持つことになります。これも煩雑な話です。もう1つは、誰が認知症と判断するのでしょうか。市のほうで、「あなたは認知症ですから、はい、発行します」とやるのでしょうか。そんなことは多分できんでしょうね。認知症本人が、私は認知症ですと言って申請するのでしょうか。これも困った話です。ですから、実に曖昧でいい加減なカード発行になってしまう。それこそトラブルのもとではないでしょうか。

医療機関としても、あるいは市の行政としても、本当に複雑怪奇な事務手続をしなければならない

くなる。使うほうも煩雑になる。何をとってもいいことがない。全て現行の保険証を存続させれば済むことです。アナログがどうしてもお気に召さないならば、保険証だけのデジタル化を考えてもいいではないですか。すなわち、現在のマイナカードと一体化させるのは絶対にこれは問題があるんですよ。デジタル化はやむを得ないとしても、一体化をさせてはならない。こうした観点が、私は国には欠けているのではないか。

そもそも、ちょっと戻りますけれども、憲法第25条の第2項では、国は、社会保障、社会福祉、公衆衛生の増進に努めなければならないと憲法は要請していますよね。

社会福祉、社会保障に努めなければならない。国民皆保険というのは、ここから出てきている、そういう制度ですね。しかも、これは世界に誇るべき制度と言われています。これをきちっと守り通すには任意のマイナカードとひもつけてはならないということ。これをぜひともお考えいただき、この請願に御賛同いただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（田代はつ江） ただいま、委員長報告に反対で、請願に賛成の討論がありましたが、委員長報告に賛成で、請願に反対の討論はありませんか。

15番 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ただいま上程されております請願第4号 健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出することを求める請願について、委員長報告に賛成で、請願に反対の立場から討論を行います。

当初、この請願を提出された時点と、その後、国においてはマイナンバーカード情報総点検本部の発表では、内容等について変わってきております。

最初、マイナンバーカードに保険証をひもづけする話が出た時点では、令和6年度に保険証を廃止し、資格確認証を1年だけ発行するとのことであったため、2年以後、マイナンバーカードを持たない人や保険証のない人は、病気になっても自費払いになるとのことで危惧しておりました。特に、老人施設に入所されている人の中には、見寄りのない痴呆症の方など、カードさえ取得不可能の人はどうなるのか。その問題に対して何ら策が見えてこなかったことに抵抗がありましたが、ここへ来て、政府も資格確認証の5年延長と再申請も認め、加えて、保険証オンリーのマイナンバーカードを創設することで暗証番号を忘れたり、施設での管理をしなくてもいいように、顔認証だけでよいカードということで、その問題は一応クリアできたと思っております。

また、マイナンバーカードの普及は、近い将来、デジタル時代に向けて方向性は間違っていないこと、そして、医療データの開示により検査や薬の重複・副作用の防止などメリットも多くあることから、委員長報告に賛成で、本請願に反対の討論といたします。

委員の皆様方の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立により行いたいと思います。

請願第4号に対する委員長の報告は請願を不採択とするものでありますが、請願第4号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田代はつ江） 起立少数でありますので、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時50分ですので、よろしくお願いいたします。

（午前10時42分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

○議長（田代はつ江） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第138号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について、議発第8号 ガザ地区における全ての戦闘行為を直ちに停止し和平を求める決議について、議発第9号 議員派遣について、報告第15号 専決処分の報告について、議報告第13号 諸般の報告について（議員派遣の報告）、以上、5件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第138号から議報告第13号までの5件を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第138号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） ただいま日程に追加しました、日程27、議案第138号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第138号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について。

上記について、地方自治法第218法第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月22日提出、郡上市長 日置敏明。

本議案は、物価高騰対策として国が地方自治体に交付します、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活者及び事業者支援を早急に行うための補正予算でございます。

予算書の1ページをお願いします。

令和5年度郡上市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,009万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299億5,037万5,000円とする。

第2条、繰越明許費の追加は第2表、繰越明許費補正による。

3ページをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） すみません。傍聴の方、お静かにお願いしたいと思います。

○総務部長（加藤光俊） 第2表は、繰越明許費の補正で追加です。今回の補正で計上いたします、暮らし応援物価高騰支援給付金給付事業について、こちらは早急な給付を目指しておりますけれども、システム改修や対象世帯への確認書の送付など、あるいは返信などで時間を考慮しますと年度をまたぐことが想定されますので、2億5,956万9,000円の繰越をお願いしたいとするものでございます。

それでは、歳入歳出の内訳を説明しますので、事業概要説明一覧表を御覧ください。

おめくりいただきまして、3ページでございます。

歳入は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、2億9,009万1,000円でございます。

4ページをお願いします。

歳出でございます。上の、暮らし応援物価高騰支援給付金給付事業は補正額が2億5,956万9,000円。住民税非課税世帯に加えまして、同世帯のうち、世帯員全員が非扶養者である世帯に対して、1世帯当たり7万円を支給させていただきたいとするものです。

次に下の、粗飼料価格高騰対策支援事業、補正額は3,052万2,000円。牛のエサである粗飼料、いわゆる牧草の価格高騰に対します畜産農家支援のために、牛の種類によりまして記載のとりの金額を支援させていただきたいとするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第138号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第138号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第138号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第8号について（議案朗読・提案説明・討論・採決）

○議長（田代はつ江） 日程28、議発第8号 ガザ地区における全ての戦闘行為を直ちに停止し和平を求める決議についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読をしていただきます。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代）

議発第8号

ガザ地区における全ての戦闘行為を直ちに停止し和平を求める決議について
表記について、郡上市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき、別紙決議案を提出する。
令和5年12月22日提出

提出者 郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

賛成者 郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議員 三 島 一 貴

郡上市議会議員 長 岡 文 男

郡上市議会議員 田 代 はつ江様

提出理由

ガザ地区における深刻な人道的危機を改善するため、人質の即時解放及び即時停戦を求めるとともに、一日も早い和平の実現を願い、本市議会としての決意を表明するため。

1枚おめくりください。

ガザ地区における全ての戦闘行為を直ちに停止し和平を求める決議（案）

10月7日から始まったイスラエルガザ紛争では、約1か月で死者数が1万人を超え、今や2万人

に迫ろうという深刻な事態に陥っている。ガザ地区は空爆や戦車による砲撃で、市街地や重要施設が破壊され、電力・水・食料・医薬品・燃料などはいまだに枯渇しており、深刻な人道的危機に直面している。とりわけ子どもたちの犠牲が増え続けており、もはや一刻の猶予もない状況である。

こうした事態を受け、国連総会においてはガザ地区の情勢に関して、即時かつ持続的な人道的停戦を求める決議を採択している。よって、郡上市議会は、国際社会が連携し子どもたちをはじめとするこれ以上の犠牲者を生まないために国際法を遵守し、人質の即時解放及び即時停戦と、一日も早い和平が実現できるよう強く求める。

以上、決議する。

令和5年12月22日

郡上市議会

以上です。

○議長（田代はつ江） それでは、ここで提出者の説明を求めます。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 14番、兼山です。よろしくお願いします。

それでは、今回提出いたしました、ガザ地区の和平を求める決議に関する案を提出に至った説明をいたします。

昨年の3月に、私たち議会は、ロシアにおけるウクライナへの侵攻に対して反対する立場から決議を行いました。これは、平和都市宣言を掲げた私たち議会の立ち位置でありまして、国際社会の中では日本の小さな自治体であっても平和を求める権利と強い意思を内外に示すことが大切であるとのこととともに、郡上の若者たちにもこの心をぜひ受け継いでもらいたいとの願い、そして今回の紛争にも反対し和平を求める発言をするものであります。

10月7日に始まりましたイスラエルとハマスの紛争は、多くの民間人の犠牲者が出ており、とりわけ病院への攻撃により命を落とした患者や、酸素が送れなくなって命を落とした未熟児の赤ちゃんなどの報道を目の当たりにして、世界中から叫び声が上がりました。こんな無残な戦争で何が解決できるでしょうか。ヘブライ人からユダヤ人になるまでの捕囚や奴隷、離散の歴史、第二次世界大戦中のホロコーストで受けた苦しみなどの歴史など、こういう苦しみを得た民族間は私たちには計り知れないものがあると思います。乳飲み子までが犠牲になる苦しみや、国家として認められない苦しみを一番身に染みているはずの人たちが、今、逆の立場になり争いで解決をしようとしているのは間違っております。

それによって起こった1948年をはじめとする中東戦争は4回勃発しております。今でもすぐにこれが繰り返される状態だと思っております。そんなきっかけにならないようにすることは国際社会

の使命であると思っております。また、国家として認められていない問題は我が国の近くにもあって、そして、いつ武力による衝突があってもおかしくない状態であると言わざるを得ない中において、我が国も傍観者でいられないからこそ、今回の安保理での賛成や国連総会での賛成を決断したのだと思っております。

賛成153か国の重さと、そして、ここに加わった日本の英断の後押しをするために、全国の議会からも決議が、私が知る限り全会一致で採択をされております。

どうぞ議員諸氏の御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議発第8号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議発第8号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

12番 森 喜人議員。

○12番（森 喜人） 12番、森です。反対の討論をしたいと思います。

今まで意見書とか決議をするときに、こうした反対の討論の場は与えられておりませんでした、今回初めてこういう場が与えられたということで、議長、そして議運の委員長に敬意を表したいというふうに思います。

全会一致がということなのですが、私としてはこの文章自体は決して間違っているとは思いませんけれども、もう少し深く考えてみると、なかなか賛成できないということでございます。例えば、今回文芸春秋を昨日か一昨日買って読んだんですが、新年特大号というものです。その中に、池上彰さんと、それから佐藤優さんのハマスとイスラエル、悪魔はどっちだというこの対談の記事が載っています。読まれた方も見えるかもしれませんが、読んでいない方はぜひこの後読んでいただきたいというふうに思っています。

池上さんのほうはどちらかというと、日本の世論を作っている方ですから、世論をバックにしたそういう話であります。佐藤優さんのほうは、やはり非常に世界情報を世界の情勢に詳しい、そういう方でありますので、そうした立場で、また彼はクリスチャンであります。イスラエルとクリスチャンが非常に近いものがありますけれども、そうした立場で話をしております。ぜひ、読んでおられない方は読んでみていただきたいと思います。

反対の討論をさせていただきます。

昨年の3月議会において、令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議に対して私も賛同いたしました。国際連合の常任理事国でありながら、ロシアは核をちらつかせながら暴挙に出、多くの尊い人命が失われていくことに強い憤りを感じたからであります。その後も、終わることなく現在進行中ですが、西欧諸国の支援疲れで残念ながらウクライナ劣勢の状況になりつつあります。

今回のハマスとイスラエルの紛争は同じ構図ではありません。まず、原因はハマスであります。ユダヤ教の安息日10月7日にイスラエルに対し大虐殺を行ったのは、テロ組織ハマスであります。先ほどの提案者の言葉の中に、ハマスの説明が少しありましたが、テロ組織という説明は一切ありませんでした。ガザとの国境近くでの平和音楽祭に参加していた若者たちは、テロリストに手当たり次第暗殺され、ほかにも一般の民間に押し入り、赤ん坊の頭部や手を切断し、老人を後頭部から撃つなど、一家全滅の家族が続出しました。生きながら焼かれた遺体も発見されたのは周知のとおりであります。犠牲者の総数は1,400人を超え、そのまま人質としてガザ地区に連れ去られた者もいます。

ちょっとすみません。喉乾いちちゃってなかなかしゃべりにくいんですが。ゆっくりやります。ちょっと長いのですすみません。

ハマスのことをボランティア活動としていた、弱い者の味方のように報道しているマスコミもありますが、ハマスの幹部たちがカタールでガザ在住のパレスチナ人からは考えられないような贅沢な暮らしをしていることは中東研究者の中では常識であります。

ハマスイコールパレスチナではありません。パレスチナは国家で、今や中東の国家の中にはイスラエルとの友好関係を築こうとしている国も多い。その1つがパレスチナです。一方、ハマスはイスラエルを壊滅させて、イスラム国家の自立を目指すテロ集団です。仮に、中途半端に休戦することになったとしても、ハマスは再度仕掛けてくることは明らかである以上、イスラエルも世界中の批判を浴びようともハマスせん滅を目標とする考えに至っているわけです。ほかに、レバノンのヒズボラとか、アフガニスタンのタリバン、こういったこの集団がテロ組織というふうになります。

今回の決議を可決することは、イスラエルという国家とハマスというテロ集団を同等に扱うこととなりお墨付きをテロ組織ハマスに与えることを意味すると考えます。パレスチナにとっても喜ばしいことではありません。

さらにもう1点、中東は世界の火薬庫と言われ、世界のあらゆる争いが終結したとしても最後まで紛争がなくなることはない地であると言われます。今までアメリカが4日間の停戦を要望しましたが、4日後、双方の爆撃が再開され、次いで殺傷能力の（ ）にすることを要望するに留まっています。これは現実であり、平和ぼけした日本に暮らす人間がとやかく言えることではないし、

言ったところで解決できる問題ではないと思います。むしろ無責任であるし、自己満足でしかありません。

輪廻が失われていく現状は、我がこととして想像するだけでも目を覆いたくなる苦しさを覚えます。早く解決してほしいという思いは当然ではありますが、今はただただ、見守るしかないと考えております。

この決議案の提出することは賛成しかねるところであります。

以上、皆様方の賛同をよろしくお願い申し上げまして、反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） ただいま原案に反対の討論がありましたが、原案に賛成の討論はありませんか。

4 番 田中義久議員。

○4 番（田中義久） 4 番、田中義久でございます。私、ただいま提案されました決議案に賛成する立場で討論をさせていただきます。

まず1つは、国際世論の動向、また、日本政府の立場、そして現地の惨状、そして最後には郡上市議会としての対応と。この4つの分野につきまして、順に所感を述べさせていただきたいと思えます。

この決議案の中にも触れられておりますけれども、重ねて先週の12月12日にもパレスチナ情勢をめぐって、ガザ地区が危機的な人道状況に陥る中で、国連総会の緊急特別会合におきまして、人道目的の即時停戦を求める決議案の採決が行われ、日本を含む、先ほども触れられておりましたが153か国が賛成し、イギリスなど23か国は棄権され、反対はアメリカやイスラエルなど10か国にとどまり、賛成多数で採択をされたところでございます。

この決議案は、ガザ地区の状況に深刻な懸念を表明した上で、人道目的の即時停戦を求めるほか、ガザ地区の状況に全ての人質の解放や人道支援の確保などを求めるものでありました。国連の全ての加盟国が参加できるこの総会の決議に、法的拘束力はないものの、これは、国際社会の総意を示すものではないかとされております。

私は今こそ、我が国とともに、これほど多くの国々が即時停戦を求めるこの人道上の思い、願い、これを私ども郡上市議会も共有し発信をしていくときだと考えます。

今回の情勢をめぐりまして、岸田総理大臣は11月7日、東京で日本を議長国として開かれたG7、主要国7か国外相会合に際しまして、情勢の変化をしっかりと把握しながら、一刻も早い人道状況の改善や、事態の早期沈静化に向けて各国と協力していかなければならないと、こういうことを述べられたということを私は報道で触れました。また、ホームページで見たわけですが、中東和平についての日本の立場というものが発表されております。これは、令和2年外務省が発表したも

のでありますが、一部抜粋をして紹介をいたします。

我が国は、包括的中東和平交渉の前進は中東地域に存在する緊張を大きく緩和し、地域的繁栄に向けて中東地域が持つ潜在力を最大限に引き出すものと確信し、早期に公正で永続的かつ包括的な和平が実現することを期待する。我が国は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持している。

我が国は、イスラエル及びパレスチナ自治政府双方に対して、二国家解決を可能な限り早期に実現するため、互いの信頼関係の構築に努め、交渉再開に資さない一方的行為を最大限自制し、直接交渉の前進を図るべく一層努力するよう呼びかけている。

この紛争は、関連する安保理諸決議や過去の合意及び諸原則に基づいて、交渉によってのみ解決されるべきものであり、暴力は固く拒絶されなければならないと、こういうふうなことが、これは抜粋したものですけど書いてあります。

それで、今回の事態は、先ほども出ました10月7日にガザ地区を実行支配しているハマスというイスラム組織の越境攻撃で始まったものでありまして、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアの5か国首脳は、イスラエルの支持とテロ行為を非難する共同声明を発表しております。しかしその後、この戦闘の結果によりまして、今では先ほどの日本の目指している姿形とは大きくかけ離れた人道的・危機的状況に陥りました。私は、それぞれの国や地域が、それぞれの歴史といきさつを有する中で、そうしたことを尊重しつつ、日本が、ただいま申し上げた立場を明確にして、当事国や先進諸国へ働きかけを行い、今般の即時停戦に係る国連決議に賛成するという行動を是とするものであり、さらに実効的な外交交渉を望むところであります。

さて、先週12月11日、私は夜のテレビ番組で、ニュースでしたけれども、ガザ地区に派遣されていた国境なき医師団の日本人医師が、多分東京だと思いますけど、トークイベントで語られている、そういうものを映像で見ました。一緒に医療活動に従事していた医師が、その病院への攻撃で3人死亡したという、そういう壮絶なお話。自らの死も覚悟して医療に当たったという大変なこの体験談。そして、「死者は毎日増え続けています。無差別な暴力にさらされる現地の人々も、ガザに残って最前線で人々のために働く私たちの仲間も、もうとつくに限界なんかを超えています」こんなことを涙ながらに語られておられました。私も恐怖を覚えました。

この日、ガザでの死者は1万8,000人を超えたとされ、夕べのニュースでは2万人に達するのではないかという話を聞きました。

一方で、ハマスに拉致された人質も大変心配されています。これも提案者の思いを細かくお話しされましたが、私も共有するものであります。

こんな状況が続いてはいけなないと私は考えます。

さらに新しい事態も起きました。航海を航行していた小船が、イエメンの反政府勢力と言われる

ものから相次いで攻撃を受け、日本企業が運航する貨物船は拿捕されました。世界の大手海運各社は、運航を一時停止したり、あるいは航海を回避してスエズ運河を使わずに南アフリカの喜望峰を経由すると。等々のことで、物流の混乱や世界経済への懸念が広がってきております。これは日本も影響を受けるものであり、一連の活動は今回の紛争と関係があるというふうなことを報道されているものでございます。こうしたことから、戦闘状況の停止と平和プロセス、その重要性があると確信するものであります。

先ほども出ました、昨年の3月8日、我が郡上市議会はロシアのウクライナ侵略に対する抗議と政府の厳格適切な対応を求めて、いち早く決議をしました。まさに郡上市は非核平和都市宣言を掲げ、本市議会においても核兵器廃絶と武力紛争回避による世界恒久平和を求める意見書を採択しており、こうした暴挙を決して看過することはできないという意味の決議でした。まさに今回も、子どもや高齢者をはじめ、多くの市民を巻き込んだガザ地区の危機的惨状、そのことは今まさに人道的即時停戦と人質解放等をまさに求めるときが今であります。

以上のことから、私は郡上市議会として本決議案に賛成し、採択していきたいと願うところであります。議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田代はつ江） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立により行います。

議発第8号について原案のとおり可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。起立多数と認めます。よって、議発第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第9号について（採決）

○議長（田代はつ江） 日程29、議発第9号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条に規定により申出がありました。申出のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎報告第15号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程30、報告第15号 専決処分の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第15号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月22日提出、郡上市長 日置敏明。

専決第6号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）、和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和5年12月6日です。

1番目に損害賠償による和解の内容。令和5年11月13日午前10時5分頃、郡上市美並町三戸地内において、相手方車両が丁字路を左折して、市道三日市中道線へ進入する際、タイヤの重みでグレーチングが跳ね上がり、相手方車両の燃料タンクを損傷し、タンク内の軽油が流出した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。

市の過失割合は100%です。

2番目、損害賠償の相手方は記載のとおりです。

3、損害賠償の額は8万3,919円です。

おめくりいただきまして、専決第7号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）、和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和5年12月19日。

1番目の損害賠償による和解の内容。令和5年6月24日午前11時50分ごろ、出張先付近のコンビニエンスストアにて、店舗に向かって前方から駐車を試みた際、駐車枠に斜めに入ったため修正のため後進した。その際、左側にいた相手車両が右に旋回しながら後進してきた。相手車両に気がついたため危険を感じ停止したが、相手車両は後進を続け、こちらの左後方ドアと相手車両の右後方角が接触した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。

市の過失割合は10%です。

2番目、損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は7,176円でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（田代はつ江） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第15号の報告を終わります。

◎議報告第13号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程31、議報告第13号 諸般の報告について。

議員派遣の報告を議題といたします。

議員派遣の報告が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき報告に変えます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、市長から御挨拶をいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 御挨拶を申し上げます。

令和5年第5回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る12月4日開会以来、本日12月22日に至るまでの19日間にわたり、終始慎重かつ熱心に御審議をいただきました。

条例の制定・改正をはじめ補正予算、並びに本日ただいま追加提案をいたしました補正予算案など、多くの議案について御議決をいただき誠にありがとうございました。

それぞれの施策、制度の適切な執行運営に努めるとともに、審議の過程で頂戴をいたしました数々の御意見・御提案、また、今会期中に頂戴をいたしました議会からの政策提言につきましても、市政運営にそれらを踏まえてまいりたいと存じます。

今年を振り返りますと、ロシアによるウクライナ侵攻に加え、中東地域における軍事衝突が激化するなど、海外情勢は混沌とし、また、世界各地において大規模な火災や地震等により、子どもを含む尊い人命が失われました。

国内においては、円安・原油高による物価高騰が続き、本日の追加提案のとおり、産業や住民生活の支援に向けた対応が迫られたところであります。

一方で、コロナの沈静化により、地域における活動は確実に活発化しております。年が明ければ1月には晴れて制限のない二十歳を祝う会や、2月に入りますと、本日関係条例を議決していただきましたけれども、美並振興事務所の美並さつき苑への移転業務開始、そして3月になりますと、これからの郡上市を考える合併市制施行20周年記念式典等の開催が予定をされております。市議会はもとより市民の皆様と共に、これらのことを飛躍のための節目の機会と捉え、郡上市の希望ある未来に思いを馳せてまいりたいと考えております。

そして来年こそは、軍事侵攻や紛争で苦しむ人々のない世界の実現と、燃料高騰・物価高等の諸問題が好転し、安心して暮らせる年となりますよう切に願うものであります。

結びに、議員の皆様方におかれましては、この年末年始、健康には十分御留意いただきまして、ますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

令和5年12月22日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

令和5年第5回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月4日から本日まで19日間にわたり、条例の改正をはじめ、追加補正を含む補正予算や指定管理者の指定など、市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議いただき、全議案を滞りなく議了することができました。これもひとえに、議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。また、市長をはじめ執行部の各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から審議の過程や、一般質問で述べられました意見・要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願い申し上げます。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、年末で御多忙のことと思いますが、健康には十分留意され、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第5回郡上市議会定例会を閉会いたします。大変に御苦勞さまでございました。

（午前11時31分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 長 岡 文 男

郡上市議会議員 田 代 まさよ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員